### 茨木市訪問型サービスA指定事業者募集説明会 介護保険制度の平成30年10月改正説明会



平成30年9月27日(木)午後2時~3時(予定)

茨木市役所 南館8階中会議室

# 茨木市訪問型サービスA 指定事業者募集説明会





# 本日の内容

茨木市訪問型サービスAの

- ① サービス内容について
- ② 事業者の仕事内容について
- ③ 事業開始準備について





# 訪問型サービスAって何?



# 訪問型サービスA比較



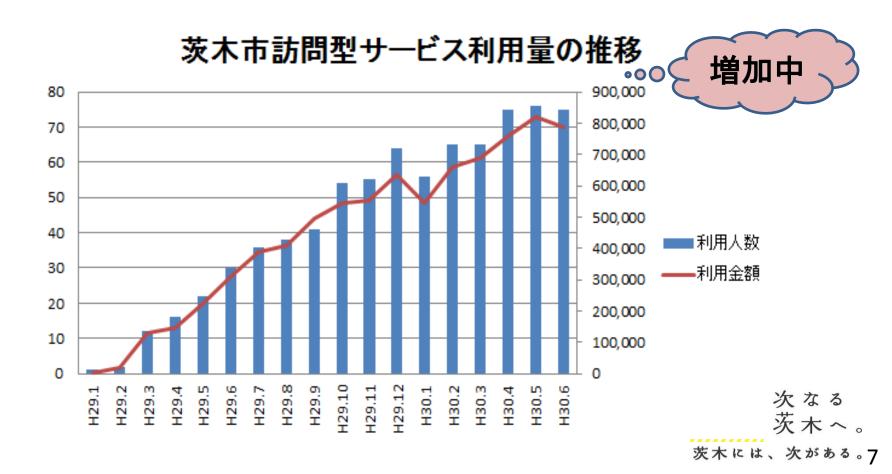
次なる 茨木へ。

は、次がある。5

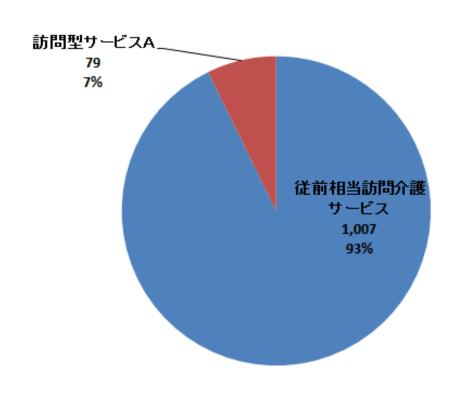
### 訪問型サービスAの特徴

- ・生活援助のみのヘルパー
- ・従事者は基本的に「本サービス従事者研修の修了者」
- 月8回まで使用できる
- ・従前の訪問介護相当サービスとの併用はできない
- •訪問型サービスBとの併用はできる

### 訪問型サービスAのサービス実績



### 訪問型サービスA利用者割合 (平成30年8月利用分)

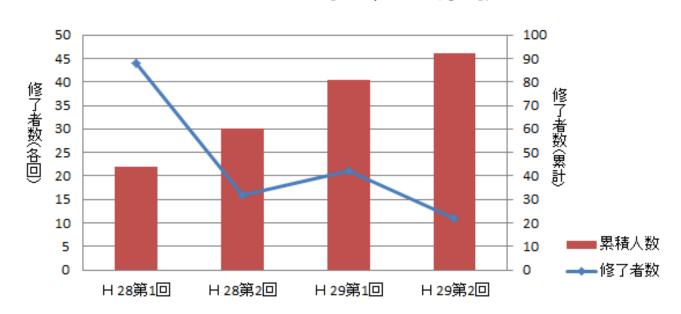


訪問型サービス利用者のうち、訪問型 サービスAを利用しているのは、わず か7パーセント!!

従前相当訪問介護サービスには、身体介護が必要ない利用者がまだまだいますので、今後も訪問型サービスAの需要の増加が見込まれます。



### 訪問型サービスA従事者養成研修 修了者数の推移



平成30年10月より、他市の同サービス従事者養成研修修了者や研修実施者の指定を受けた事業者の行った研修の修了者も 従事可能になります。



# 事業者は何をしたらいの?



### 訪問型サービスA事業所の主な業務

・介護サービスの提供(生活援助のみ)

・国保連へのサービス費請求

•従事者の業務支援



# うちの事業所で訪問型サービスA やりたいんだけど?



### 事業を始めるにあたっての準備

- 1 従業員の確保
- 2 場所の確保
- 3 事業所の指定



### 必要な従業員の人数と資格要件

①管理者

	従前の訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
(X 亜 人 数	(業務に支障がない範囲で、同じ事業所のサービス提供責任者や同一敷地内の別事業所の管理	専従で1人以上 (業務に支障がない範囲で、同じ事業所の訪 問事業責任者や同一敷地内の別事業所の管 理者との兼務可)
資格要件	特になし	従前相当サービスと同じ

→訪問介護・訪問介護相当サービスの管理者と訪問型サービスA の管理者の兼務は可能です。

(ただし、訪問介護・訪問介護相当サービスの管理者がサービス提供責任者を兼務している場合は不可。)

(従業員の確保34の例参照)

/////// 次なる 茨木へ。

### ②責任者

	従前の訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
名称	サービス提供責任者	訪問事業責任者
必要人数	常勤の訪問介護員寺のつち、 利用者40人ごとに1人以上 (利用者の数に応じて常勤換算可)	・サービス提供責任者が兼務する場合は、従前相当サービスと同じ。(訪問介護等利用者と合計して、利用者40人ごとに1人以上。利用者の数に応じて常勤換算可) ・サービス提供責任者が兼務しない場合は、訪問型サービスAの利用者60人ごとに1人以上
資格要件	·介護福祉士 ·介護職員実務者研修修了者等	訪問型サービスAの従事者のうち、 ・従前相当サービスの資格(左記)保有者 ・1年以上の「介護等の業務」経験者

#### →「研修修了者」でも1年以上の従事経験があれば責任者になれます。

※訪問介護・訪問介護相当サービスのサービス提供責任者が訪問型サービスAの訪問事業責任者を兼<mark>ねることができる場合は、訪問介護・訪問介護相当サービスの管理者を兼務していない場合に限ります。</mark> (従業員の確保③④の例参照)

次なる 茨木へ。

既に訪問介護や従前の訪問介護相当サービスを行っている事業所が一体的に訪問型サービスAを実施する場合の例

介護福祉士Aさん(訪問介護の管理者とサービス提供責任者及び従前の訪問介護相当サービスの管理者とサービス提供責任者を兼務)は訪問型サービスAの管理者や責任者を兼ねることはできません。

Aさんのいる事業所で訪問型サービスAを一体的に実施する場合、以下のような配置が可能です。

①訪問型サービスAの管理者兼訪問事業責任者としてBさん(介護等の業務経験1年以上)を新たに配置。(管理者と責任者は別人でも可)

	訪問介護	従前相当	訪問型サービスA
管理者	Aさん	Aさん	Bさん
責任者	Aさん	Aさん	Bさん

②介護福祉士Aさんが訪問介護と従前の訪問介護相当サービスの管理者のみになり、訪問型サービスAの管理者も兼務する。代わりに、訪問介護と従前の訪問介護相当サービスのサービス提供責任者として介護福祉士Cさんを新たに置き、訪問型サービスAの訪問事業責任者も兼務する。

	訪問介護	従前相当	訪問型サービスA
管理者	Aさん	Aさん	Aさん
責任者	Cさん	Cさん	Cさん

③(上表のAさんとCさんが逆のパターン)介護福祉士Aさんが訪問介護と従前の訪問介護相当サービスの責任者のみになり、訪問型サービスAの責任者を兼務する。代わりに訪問介護、従前の訪問介護相当サービスと訪問型サービスAの管理者を兼務する者を新たに置く。この場合の管理者は介護福祉士等の資格を持つ者である必要はありません。



### ③従事者

	従前の訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
必要人数	常勤換算で2.5人以上	1人以上
資格要件	·介護福祉士 ·介護職員初任者研修修了者等	・従前相当サービスの資格保有者 ・市が定める研修の修了者 (同等の研修も可)

→常勤換算ではないので、仕事がある分のみの雇用でOK。資格がなくても従事者養成研修を修了すれば従事できます。

※ただし、訪問介護、訪問介護相当サービスと同一の事業所において一体的に運営する場合、従業者が訪問型サービスAの業務に従事する時間は、訪問介護及び訪問介護相当サービスの訪問介護員の人員基準である「常勤換算2.5以上」の計算に参入できません。

茨木には、次がある18

茨木へ。

### 2 場所の確保

設備に関する基準

- →従前の訪問介護相当サービスと同じ基準
- 事業の運営を行うために必要な広さを有する 専用の区画
- ・訪問型サービスAの提供に必要な設備及び 備品



### 3 事業所の指定

### 指定に必要な書類 (1)

- •指定申請書(総合事業用)、付表
- ・法人登記事項証明書(原本)
- 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ・従業員の資格を証明するものの写し(原本証明)
- •組織体制図
- ・訪問事業責任者の資格を証明するものの写し(原本証明)
- ・実務経験証明書(旧2級・初任者研修、市が定める研修過程修了者等)
- •訪問事業責任者経歴書
- -平面図
- •写真



### 3 事業所の指定

### 指定に必要な書類(2)

- •案内図
- -賃貸契約書の写し(原本証明)
- •運営規定
- 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- •損害賠償発生時に対応しうることを証明する書類
- ・老人居宅生活支援事業開始届出書(既に訪問介護相当サービスを 実施している場合は必要に応じて変更届)
- •誓約書
- ※訪問介護、訪問介護相当サービスと同一の事業所において一体的に運営する場合で、 訪問介護等の事業でサービス提供責任者を増やすなど人員に変更があるときは、訪問介護等 の変更届についてもご提出ください。



# 介護保険制度の 平成30年10月改正説明会





# 平成30年度介護報酬改定における改定事項

(平成30年10月施行)

- 居宅介護支援
- 福祉用具貸与

#### 17. 居宅介護支援 ⑤訪問回数の多い利用者への対応

#### 概要

※介護予防支援は含まない

- ア 訪問回数の多いケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、 市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当であり、ケアマネジャーが、統計的に見て通常のケ アプランよりかけ離れた回数 (※) の訪問介護 (生活援助中心型) を位置付ける場合には、市町村にケアプランを 届け出ることとする。【省令改正】
  - (※) 「全国平均利用回数+2標準偏差」を基準として平成30年4月に国が定め、6ヶ月の周知期間を設けて10月 から施行する。
- イ 地域ケア会議の機能として、届け出られたケアプランの検証を位置付け、市町村は地域ケア会議の開催等により、届け出られたケアプランの検証を行うこととする。また市町村は、必要に応じ、ケアマネジャーに対し、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、サービス内容の是正を促す。【省令改正】

#### 【イメージ図】ケアプランの適正化に向けた対策の強化 訪問回数の多い訪問介護対策 集合住宅向け対策 訪問介護(生活援助中心型)の回数が「全国平均利 集合住宅等に居住する利用者のケアプランで不適切 検証対象 用回数+2標準偏差(2SD)」に該当するケアプラ と疑われる事案を抽出するスクリーニングポイント の抽出 ンの保険者届出 の作成 「ケアプラン点検支援マニュアル」の改訂・再周知 検証方法の強化 集合住宅等に居住する利用者のケアプラン点検結 果を活用したチェックポイント 保険者によるケアプラン点検 検証の実施 地域ケア会議によるケアプランの検証 必要に応じて、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用の観点から、サービス内容の是正を促す

次なる 茨木へ。

茨木には、次がある

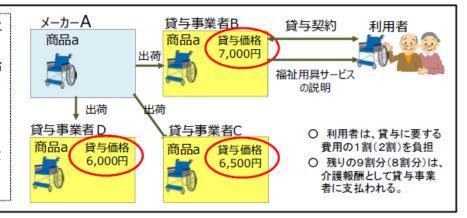
#### 福祉用具貸与の見直し

#### 見直しの方向性

徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保する。 【平成30年10月施行】

#### 福祉用具貸与の仕組み

- 福祉用具は、対象者の身体状況等に 応じて交換ができるように原則貸与
- 福祉用具貸与は、市場価格で保険給付されており、同一商品(例:メーカーAの車いすa)でも、貸与事業者ごとに価格差がある。
- これは、貸与事業者ごとに、仕入価 格や搬出入・保守点検等に要する経費 に相違があるためである。
- \*福祉用具…車いす、つえ、特殊寝台など



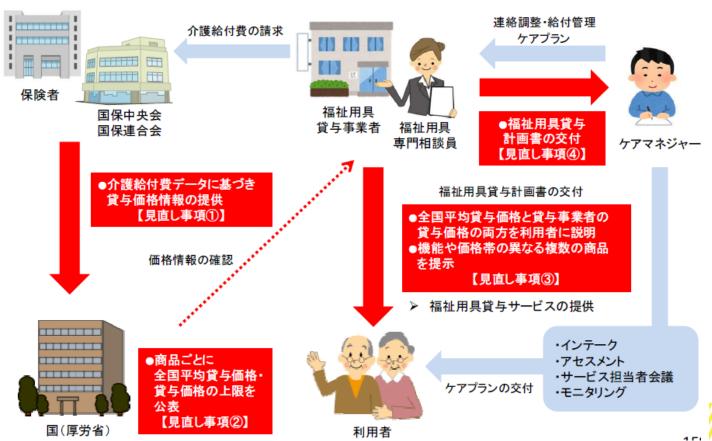
#### 見直し内容

- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握。当該商品の全国平均貸与価格を公表
- <u>貸与事業者(福祉用具専門相談員)は、</u>福祉用具を貸与する際、当該<u>福祉用具の全国平均貸与価格と、その貸与事業者の貸与価格の両方を利用者に説明</u>。また、機能や価格帯の異なる<u>複数の商品を提示。</u>(複数商品の提示は30年4月施行)
- 適切な貸与価格を確保するため、貸与価格に上限を設定
  - ※ 貸与価格の上限は商品ごとに設定する(当該商品の全国平均貸与価格+1標準偏差)。

156

茨木には、次がある。

#### 福祉用具貸与の見直しについて(取組のイメージ)



#### 平成30年度介護報酬改定を踏まえた

# 介護予防・日常生活支援総合事業 における 単価の見直し

(平成30年10月施行)

#### 平成30年度介護報酬改定を踏まえた介護予防・日常生活支援総合事業において国が定める単価の見直し①

- 平成30年度以降の総合事業における国が定める単価について、平成30年度介護報酬改定の趣旨や内容を踏まえ、一部見直しを行う。
- ただし、総合事業の基本報酬は、訪問介護・通所介護と異なり、支援内容、時間、規模等の区分がない月額包括報酬となっていること等により、給付における見直し内容を反映することが馴染まないものについては、従来の単価を維持する。
- 市町村は従来どおり、国が定める単価を上限として単価を設定する。

#### 訪問型サービス

- 訪問型サービスの生活機能向上連携加算について、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、リハビリテーションを実施している医療提供施設のリハビリテーション専門職や医師が訪問して行う場合についても評価するとともに、評価を充実する(生活機能向上連携加算(Ⅱ))。
- 加えて、リハビリテーション専門職等が利用者宅を訪問することが難しい場合においても、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、
  - 外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職等からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、個別サービス計画を作成すること
  - 当該リハビリテーション専門職等は、介護予防通所リハ等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと
  - を定期的に行うことを評価する(生活機能向上連携加算(I))。

#### <現行>

生活機能向上連携加算 100単位/月



<改定後>

生活機能向上連携加算(I) 100単位/月(新設)

生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位/月

○ 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について建物の範囲等を見直す。

#### <現行>

減算等の内容	算定要件
10%滅算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物 (養護老人ホーム、軽養老人ホーム、有料老人ホーム、サー ビス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物(建物の定義は同上)に居 住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)

#### <改定後>

滅算等の内容	算定要件
10%滅算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物(建物の定義は同上)に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合) ※ 15%減算の創設、区分支給限度基準額の対象外化については事業への適用は行わない。



#### 平成30年度介護報酬改定を踏まえた介護予防・日常生活支援総合事業において国が定める単価の見直し②

- 訪問介護において創設される生活援助中心型研修の修了者について、総合事業の訪問型サービスにおいても従事することを可能とする。
- サービス提供責任者の役割や任用要件等について以下の見直しを行う。
  - ア サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者は任用要件から廃止する。ただし、現に従事している者については1年間の経過措置を設ける。

また、初任者研修課程修了者又は旧2級課程修了者であるサービス提供責任者を配置している場合に係る減算についても、上記に合わせて、平成30年度は現に従事している者に限定し、平成31年度以降は廃止する。

- イ 訪問型サービスの現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者から地域包括支援センター等のサービス関係者に情報共有することについて、サービス提供責任者の責務として明確化する。
- ウ 訪問型サービス事業者は、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る 不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化する。

#### 通所型サービス

○ 外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職や医師が通所型サービス事業所等を訪問し、共同でアセスメントを行い、 個別機能訓練計画等を作成することを評価する。

生活機能向上連携加算 200単位/月 (新設)

- ※運動器機能向上加算を算定している場合は100単位/月
- 機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格(※)に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。生活機能向上グループ活動加算、運動器機能向上加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。

一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ 指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。

- ※ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師
- 栄養改善加算について、管理栄養士1名以上の配置が要件とされている現行の取扱いを改め、外部の管理栄養士の実施でも算定を認めることとする。具体的には、当該事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション)との連携により管理栄養士を1名以上確保していること。

<現行> <改定後>

栄養改善加算 150単位/回 ⇒ 変更なし

次なる 茨木へ。

#### 平成30年度介護報酬改定を踏まえた介護予防・日常生活支援総合事業において国が定める単価の見直し③

○ 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護予防ケアマネジメントの実施者等に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。具体的には、サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。)を介護予防ケアマネジメントの実施者等に文書で共有した場合に算定する。

<現行> <改定後> なし ⇒ 栄養スクリーニング加算 5単位/回(新設) ※6月に1回を限度とする

- 通所型サービスと訪問型サービスが併設されている場合で、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、
  - 基準上両方のサービスに規定がある事務室については、共用が可能
  - ・ 基準上規定がない玄関、廊下、階段などの設備についても、共用が可能

であることを明確にする。その際、併設サービスが訪問型サービスである場合に限らず、共用が認められない場合を除き、共用が可能であることを明確にすることとする。(通知改正)

#### 共通事項

- 地域区分について、給付に準じた見直しを行う。(訪問型サービス、通所型サービス、介護予防ケアマネジメント)(別紙)
- 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)については、給付と同様の期日(別に厚生労働大臣が定める日)までの間に限り算定することとする。(訪問型サービス、通所型サービス)

